

議案第2号

令和5年度 西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月7日 提出

熊本県阿蘇郡西原村長 吉井 誠

第 1 表 繰 越 明 許 費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	1 事業費	工業団地造成事業	638,795
合 計			638,795